

八に相当する金額及び千分の八百九十二に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべきたばこ特別税に係る還付加算金及びたばこ税に係る還付加算金とする。

## 2・3 省略

(たばこ特別税に係るたばこ税法の適用の特例等)

第二十条 たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

租税特別措置法	たばこ税法				第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
	第十八条の三第一項	第五項、第十一条第二項	第十二条第三項	第十三条第四項				
たばこ税法		たばこ税		たばこ税	たばこ税、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十一年法律第百三十七号)に規定するたばこ特別税	たばこ税、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十一年法律第百三十七号)に規定するたばこ特別税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税
たばこ税法、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十一年法律第百三十七号。次項において「特別措置法」と								

三十四に相当する金額及び千分の八百六十六に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべきたばこ特別税に係る還付加算金及びたばこ税に係る還付加算金とする。

## 2・3 同上

(たばこ特別税に係るたばこ税法の適用の特例等)

第二十条 たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

租税特別措置法	たばこ税法				第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
	第十八条の三第一項	第五項及び第十三条第四項	第十二条第三項	第十三条第四項				
たばこ税法		たばこ税		たばこ税	たばこ税法、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十一年法律第百三十七号。次項において「特別措置法」と	たばこ税法、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十一年法律第百三十七号)に規定するたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税
たばこ税法、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十一年法律第百三十七号。次項において「特別措置法」と								

昭和二十七年法律第十三号	相続税法(一)	第百七十五号	第十二年法律(昭和二七年法律二五五号)	徴収猶予等に関する法律(昭和二七年法律二五五号)	税の減免、災害被災者に対する租税	国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)	国税通則法	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	の三第二項 第八十八条
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	たばこ税法
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	たばこ税法及び特別措置法 いう。)

同上									
同上	の三第二項 第八十八条								
同上	たばこ税法								
同上	たばこ税法及び特別措置法 いう。)								

第一欄
第二欄
第三欄
第四欄

2 省 略

(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百三十一条 平成三十年十月一日から平成三十三年九月三十日までの間に  
おける前条の規定による改正後の一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(以下この条において「新特別措置法」という。)の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる新特別措置法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十一年法律第五十四号)	第七十六条及び第二百四十二条	たばこ税	省略
会社更生法(平成十四年法律第二百五十四条)	第一百一十九条	、たばこ税	省略
		、たばこ税、たばこ特別税	省略

2 同 上

同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
たばこ税		たばこ税	同上
たばこ税、たばこ特別税		たばこ税、たばこ特別税	同上

			平成三十年 十月一日から平成三十一年九月三日まで												第十一条第二項、第十二条第一項		
			二年九月三日まで												第十二条第二項、第十三条第二項		
			二年九月三日まで												及び第十二条第一項		
第二号	第二项	第二项	第十四条第三项	第十四条第二项	第十四条第一项	第十五条第一项	第十六条第三项	第十七条第一项	第十八条第一项	第十九条第一项	第二十条第一项	第二十一条第一项	第二十二条第一项	第二十三条第一项	第二十四条第一项	第二十五条第一项	第二十六条第一项
千分の五十四	千分の八百九十二	千分の百八	千分の八百九十二	千分の九百四十六	千分の五百四	千分の八百九十二	千分の八百九十二	千分の五百八	千分の八百九十二	千分の八百九十二	千分の五百八	千分の九百四十六	千分の五百四	千分の八百九十二	千分の百八	千分の八百七十六	千分の百二十四
千分の五十八	千分の八百八十五	千分の百十五	千分の八百七十六	千分の九百三十八	千分の六十二	千分の八百七十六	千分的八百七十六	千分的六十二	千分的八百七十六	千分的八百七十六	千分的六十二	千分的九百三十八	千分的六十二	千分的八百七十六	千分的六十二	千分的八百七十六	千分的百二十四

第十四条第一項	千分の九百四十六	千分の五百八	千分の八百九十二	千分の八百九十二	千分の八百五十五
第十四条第二項	千分の八百八十五	千分の五百八	千分の八百八十五	千分の八百八十五	千分の五百八
第一項	千分の五百八	千分の八百九十二	千分の八百九十二	千分の五百八	千分の五百八
第十四条第三項	千分の九百四十六	千分の九百四十六	千分の八百八十五	千分の五百八	千分の五百八
、第十六条第三項及び第十七条第一項	千分の八百九十二	千分の八百九十二	千分の八百八十五	千分の五百八	千分の五百八

2 前項の規定にかかわらず、平成三十年十月一日から平成三十一年九月三十日までの間における紙巻たばこ三級品に対する新特別措置法第十条第二项、第十二条第二项、第十二条第二项第一号、第十四条第一项、第十六条第三项及び第十七条第一项の規定の適用については、これらの規定中「千分の百八」とあるのは「千分の百三十四」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の八百六十六」とする。

(税理士法の一部改正)

第一百三十二条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

(署名押印の義務)

第三十三条 省略  
254

(署名押印の義務)  
第三十三条 同上  
254 同上

5 | 第一項後段の規定は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百五  
十一条（地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第三十条において  
準用する場合を含む。）又は地方税法第七十二条の三十五の規定（法人  
の代表者等の自署押印）の適用を妨げるものと解してはならない。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の  
一部を改正する法律の一部改正）

第一百三十三条 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所  
得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部を  
次のように改正する。

#### 附 則

（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法  
人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十五条 法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設  
をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需  
給構造改革推進設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における  
法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合に  
おいて、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は  
、同表の下欄に掲げる字句とするほか、同条の規定の適用がある場合に  
おける地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の規定の適用に關し  
必要な事項は、政令で定める。

第五項	第四項	第三項	第二項	
省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略

#### 附 則

（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法  
人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十五条 同 上

同 上	同 上	同 上	同 上	
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

第十三項	第十二項	第十一項				第四十二条の四 第十一項（前条 第七項の規定に より読み替えて 適用する場合を 含む。）、次条 第五項、第四十 二条の六第五項	省略	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	第四十二条の九 第四項、第四十 二条の十五項 、第四十二条の 十一第五項、第 六十七条の二第 一項及び第六十 八条第一項	平成三十年新租税特別措置法第四十二 条の九第四項、平成二十四年旧効力措 置法第四十二条の十第五項、平成三十 年新租税特別措置法第四十二条の十二 の三第五項、平成三十年新租税特別措 置法第四十二条の十二の四五第五項、平 成三十年新租税特別措置法第六十七條 の二第一項及び平成三十年新租税特別 措置法第六十八条第一項	省略 所得税法等の一部を改正する法律（平 成三十年法律第二号）第十五条の 規定による改正後の租税特別措置法（ 以下この項において「平成三十年新租 税特別措置法」という。）第四十二条 の六第五項

同上	同上	同上				同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	平成二十九年新租税特別措置法第四 二条の九第四項、平成二十四年旧効力 措置法第四十二条の十第五項、平成二 十九年新租税特別措置法第四十二条の 十二の三第五項、平成二十九年新租税 特別措置法第四十二条の十二の四五第五 項、平成二十九年新租税特別措置法第 六十七条の二第一項及び平成二十九年 新租税特別措置法第六十八条第一項	所得税法等の一部を改正する等の法律 (平成二十九年法律第四号)第十二条 の規定による改正後の租税特別措置法 (以下この項において「平成二十九年 新租税特別措置法」という。)第四十 二条の五第五項、平成二十九年新租税 特別措置法第四十二条の六第五項	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	平成二十九年新租税特別措置法第四 二条の九第四項、平成二十四年旧効力 措置法第四十二条の十第五項、平成二 十九年新租税特別措置法第四十二条の 十二の三第五項、平成二十九年新租税 特別措置法第四十二条の十二の四五第五 項、平成二十九年新租税特別措置法第 六十七条の二第一項及び平成二十九年 新租税特別措置法第六十八条第一項	所得税法等の一部を改正する等の法律 (平成二十九年法律第四号)第十二条 の規定による改正後の租税特別措置法 (以下この項において「平成二十九年 新租税特別措置法」という。)第四十 二条の五第五項、平成二十九年新租税 特別措置法第四十二条の六第五項	

省略 省略

同上 同上

(連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第七十二条** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十 項	第五項 第六十八条の九 第一項（前条 第七項の規定に より読み替えて 適用する場合を 含む。）、次条 第五項、第六十 八条の十一第五 項	第五項 第六十八条法律第 三十年法律第 号）第十五条の 規定による改正後 の租税特別措置法 （以下この項におい て「平成三十年新 租税特別措置法」と いう。）第六十八条 の十一第五項	第四項 所得税法等の一部 を改正する法律 (平成三十年法律第 号)第十五条の 規定による改正後 の租税特別措置法 （以下この項におい て「平成三十年新 租税特別措置法」と いう。）第六十八条 の十一第五項	第三項 省略	第二項 省略
平成三十年新租税特別措置法第六十八 					

(連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第七十二条 同上**

同上	同上 同上 同上 同上 同上 同上
	所得税法等の一部 を改正する等の法律 (平成二十九年法律第四号)第十二条 の規定による改正後 の租税特別措置法 （以下この項におい て「平成二十九年 新租税特別措置法」と いう。）第六十 八条の十第五項、平成二十九年新 租税特別措置法第六十八条の十一第五項
平成二十九年新租税特別措置法第六十 	

第十四項						第十三項		第十二項			
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

三第四項、第六  
十八条の十四第  
五項、第六十八  
条の十五第五項  
、第六十八条の  
百第一項及び第  
一項

条の十三第四項、平成二十四年旧効力  
措置法第六十八条の十四第五項、平  
成三十年新租税特別措置法第六十八条  
十五の四第五項、平成三十年新租税特  
別措置法第六十八条の十五第五項  
、平成三十年新租税特別措置法第六十  
八条の百第一項及び平成三十年新租税  
特別措置法第六十八条の百八第一項

条の十三第四項、平成二十四年旧効力  
措置法第六十八条の十四第五項、平  
成二十九年新租税特別措置法第六十八  
条の十五の四第五項、平成二十九年新  
租税特別措置法第六十八条の十五第五  
項、平成二十九年新租税特別措置  
法第六十八条の百第一項及び平成二十  
九年新租税特別措置法第六十八条の百  
八第一項

同上						同上		同上			
同上											
同上											

八条の十三第四項、平成二十四年旧効力  
措置法第六十八条の十四第五項、平  
成二十九年新租税特別措置法第六十八  
条の十五第五項、平成二十九年新  
租税特別措置法第六十八条の十五第五  
項、平成二十九年新租税特別措置  
法第六十八条の百第一項及び平成二十  
九年新租税特別措置法第六十八条の百  
八第一項

(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正)

第一百三十四条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 省略

二 第三条の規定及び附則第十五条から第十六条の二までの規定 平成三十一年十月一日

附 則

(施行期日)

第一条 同上  
二 第三条の規定及び附則第十五条から第十六条の二までの規定 平成三十一年十月一日

(消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の消費税法(以下附則第十四条までにおいて「新消費税法」という。)の規定は、この法律の施行の日(以下附則第十六条の二までにおいて「施行日」という。)以後に国内において事業者(消費税法第二条第一項第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第十六条の二までにおいて同じ。)が行う資産の譲渡等(同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条及び附則第十五条において同じ。)及び施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ(同項第十二号に規定する課税仕入れをい。以下附則第十六条までにおいて同じ。)並びに施行日以後に保税地域(同項第二号に規定する保税地域をいう。以下附則第十六条までにおいて同じ。)から引き取られる課税貨物(同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下附則第十六条までにおいて同じ。)に係る消費税について適用し、施行日前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに施行日前に保税地域から引き取つた課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

(小規模事業者に係る納稅義務の免除等に関する経過措置)

(小規模事業者に係る納稅義務の免除等に関する経過措置)

**第三条** 事業者が、施行日前に国内において行つた課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下附則第十六条の二までにおいて同じ。）につき、同項第十四号に規定する基準期間若しくは同法第九条の二第四項に規定する特定期間又は同法第十九条に規定する課税期間中に新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る消費税法第九条第一項、第十一条第四項若しくは第十二条第三項三項に規定する基準期間における課税売上高（同法第九条の二第一項に規定する特定期間における課税売上高又は同法第三十条第二項に規定する課税期間における課税売上高の計算については、なお従前の例による。

#### （第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

**第十五条** この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法（次条及び附則第十六条の三において「三十一年新消費税法」という。）の規定は、附則第一条第二号に定める日（以下附則第十六条の三までにおいて「一部施行日」という。）以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等、国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に国内において事業者が行つた資産の譲渡等、国内において事業者が行つた課税仕入れ及び保税地域から引き取つた課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

#### （第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置）

**第十六条** 附則第三条、第十一条及び第十二条の規定は一部施行日前に国内において行つた課税資産の譲渡等につき一部施行日以後に三十一年新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合又は三十一年新消費税法第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなつた場合について、附則第五条第一項から第五項まで及び第七条第一項の規定は一部施行日前の契約に基づき一部施行日以後に国内において課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この条及び次条において同じ。）を行う場合について、附則第八条第一項及び第三項

**第三条** 事業者が、施行日前に国内において行つた課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下附則第十六条までにおいて同じ。）につき、同項第十四号に規定する基準期間若しくは同法第九条の二第四項に規定する特定期間又は同法第十九条に規定する課税期間中に新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る消費税法第九条第一項、第十一条第四項若しくは第十二条第三項三項に規定する基準期間における課税売上高、同法第九条の二第一項に規定する特定期間における課税売上高又は同法第三十条第二項に規定する課税期間における課税売上高の計算については、なお従前の例による。

#### （第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

**第十五条** この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法（次条及び附則第十六条の二において「三十一年新消費税法」という。）の規定は、附則第一条第二号に定める日（以下附則第十六条の二までにおいて「一部施行日」という。）以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等、国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に国内において事業者が行つた資産の譲渡等、国内において事業者が行つた課税仕入れ及び保税地域から引き取つた課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

#### （第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置）

**第十六条** 附則第三条、第十一条及び第十二条の規定は一部施行日前に国内において行つた課税資産の譲渡等につき一部施行日以後に三十一年新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合又は三十一年新消費税法第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなつた場合について、附則第五条第一項から第五項まで及び第七条第一項の規定は一部施行日前の契約に基づき一部施行日以後に国内において課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この条及び次条において同じ。）を行う場合について、附則第六条第一項の規定は一部施行日前に

附則第五条第一項		附則第三条				
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

並びに第十四条第一項、第三項及び第四項の規定は消費税法第十八条第一項の個人事業者又は同法第六十条第二項の規定の適用を受ける國若しくは地方公共団体若しくは同条第三項の規定の適用を受ける法人が一部施行日前に行つた課税資産の譲渡等又は課税仕入れの対価の計上の時期が一部施行日以後となる場合について、附則第九条の規定は一部施行日前に国内において行つた課税仕入れにつき一部施行日以後に三十一年新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、附則第十条の規定は一部施行日前に行つた課税仕入れに係る棚卸資産又は保稅地域から引き取つた課税貨物で棚卸資産に該当するものを一部施行日以後有している場合について、附則第十三条第二項の規定は一部施行日以後に終了する課税期間（みなし課税期間）において、その末日が一部施行日以後である当該みなし課税期間において、附則第十条の規定は一部施行日前に国内において行つた課税仕入れに係る棚卸資産又は保稅地域から引き取つた課税貨物で棚卸資産に該当するものを一部施行日以後有している場合について、附則第十三条第二項の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れが行われた場合における同項に規定する申告書について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		同上		同上		
		同上	同上	同上	同上	同上
同上						
同上						

行つた消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等に係る賦払金の支払の期日が一部施行日以後に到来する場合について、附則第八条第一項及び第三項並びに第十四条第一項、第三項及び第四項の規定は同法第十八条第一項の個人事業者又は同法第六十条第二項の規定の適用を受ける國若しくは地方公共団体若しくは同条第三項の規定の適用を受ける法人が一部施行日前に国内において行つた課税資産の譲渡等又は課税仕入れの対価の返還等を受けた場合について、附則第九条の規定は一部施行日以後に三十一年新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、附則第十条の規定は一部施行日前に国内において行つた課税仕入れに係る棚卸資産又は保稅地域から引き取つた課税貨物で棚卸資産に該当するものを一部施行日以後有している場合について、附則第十三条第二項の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れが行われた場合における同項に規定する申告書について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第五条第四項及び第五項				附則第五条第三項					附則第五条第二項				
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上				同上					同上				
同上													
同上													

附則第十一条第一項、第十二条及		附則第八条第三項及び第九条			附則第八条第一項					附則第七条第一項		
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上		同上			同上					同上			附則第六条第一項	
同上	旧消費稅法	施行日以前												
同上	三十一年旧消費稅法	一部施行日以後												

附則第十四条第 四項	附則第十四条第 三項					附則第十四条第 一項					附則第十三条第 二項				
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	規定する税率	省略	省略	省略	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	規定する税率又は附則第十五条から第十六条の三までの規定により三十一年旧消費税法第二十九条に規定する税率	省略	省略	省略	

同上	同上	同上	同上												
同上	規定する税率又は附則第十五条から第十六条の二までの規定により三十一年旧消費税法第二十九条に規定する税率	同上	同上	同上											
同上	同上	同上	同上												

## 3 2 省 略

前項において読み替えて準用する附則第五条第六項の規定は第一項において読み替えて準用する附則第七条第一項、第八条第一項及び第十四条第一項の規定の適用を受ける場合について、前項において読み替えて準用する附則第五条第七項の規定は第一項において読み替えて準用する附則第七条第一項の規定の適用を受けた事業者から同項の規定の適用を受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分に限る。)について、附則第七条第四項の規定は第一項において読み替えて準用する同条第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行った場合について、それぞれ準用する。

## (リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置)

第十六条の二 事業者が、施行日から一部施行日の前日までの間に行つた消費税法第十六条第一項に規定するリース譲渡(所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第二号。以下この項において「三十年改正法」という。)第五条の規定による改正前の消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等及び三十年改正法附則第四十四条第二項に規定する旧効力消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等を含む。)につき、当該リース譲渡に係る賦税金の額で一部施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該リース譲渡のうち一部施行日以後に課税資産の譲渡等を行つたものとみなされる部分に係る消費税については、第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率による。

2 前条第二項において読み替えて準用する附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

(特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関する経過措置)

## 第十六條の三 省 略

## 3 2 同 上

前項において読み替えて準用する附則第五条第六項の規定は第一項において読み替えて準用する附則第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項及び第十四条第一項の規定の適用を受ける場合について、前項において読み替えて準用する附則第五条第七項の規定は第一項において読み替えて準用する附則第七条第一項の規定の適用を受けた事業者から同項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを受けた場合(当該引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分に限る。)について、附則第七条第四項の規定は第一項において読み替えて準用する同条第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行つた場合について、それぞれ準用する。

(特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関する経過措置)

## 第十六條の二 同 上

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百三十五条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附 則

(紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率の特例)

第五十条 次の各号に掲げる期間内に、製造たばこの製造場から移出される紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率は、たばこ税法第十一条第一項及び所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第二号)次条第四項及び附則第一百五条第四項において「平成三十年所得税法等改正法」という。)附則第四十八条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一・二 省 略

三 平成三十年四月一日から平成三十一年九月三十日まで 千本につき四千三十二円

一・二 同 上

三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき四千三十二円

第五十一条 同 上

第五十一条 同 上

4 平成三十一年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された紙巻たばこ三級品で、たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。)について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率は、平成三十年所得税法等改正法附則第四十八条第一項第一号に定める税率とする。

(たばこ税に係る手持品課税)

第五十二条 省 略

2 省 略

3 第一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)附則第十二条第四項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は同法附則第二十条第四項に規定

(紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率の特例)

第五十条 次の各号に掲げる期間内に、製造たばこの製造場から移出される紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率は、たばこ税法第十一条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一・二 同 上

三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき四千三十二円

第五十一条 同 上

第五十一条 同 上

4 平成三十一年四月一日前に製造たばこの製造場から移出された紙巻たばこ三級品で、たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。)について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率は、同法第十一条第一項に規定する税率とする。

(たばこ税に係る手持品課税)

第五十二条 同 上

2 同 上

3 第一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)附則第十二条第四項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は同法附則第二十条第四項に規定

する市町村たばこ税に係る申告書に併せて、これらの規定に規定する都道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4511 省略

12 平成三十一年十月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で紙巻たばこ三級品を販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する紙巻たばこ三級品の本数が五千本以上であるときは、当該紙巻たばこ三級品については、その者が製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき千七百七十円のたばこ税を課する。

13 第二項から第七項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第十二項」と、「平成二十八年五月二日」とあるのは「平成三十一年十月三十一日」と、第三項中「第一項」とあるのは「第十二項」と、「前項」とあるのは「第十三項において準用する前項」と、「附則第十二条第四項」とあるのは「附則第十二条第十四項において準用する同条第四項」と、「平成二十八年九月三十日」とあるのは「平成三十二年三月三十一日」と、第五項中「前項」とあるのは「第十三項において準用する第二項」と、「附則第二十条第十四項において準用する同条第四項」と、「平成二十八年九月三十日」とあるのは「平成三十二年三月三十一日」と、第五項中「前項」とあるのは「第十三項において準用する第二項」と、「第二項の」とあるのは「第十三項において準用する第二項の」と、「第六項中「第一項」とあるのは「第十二項」と、「第七項中「第二項」とあるのは「第十三項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

14 第十項又は第十二項に規定する者（二以上の場所で紙巻たばこ三級品を所持する法人に限る。）が第二項（第十一項又は前項において準用する場合に限る。）の規定により提出する申告書について、国税通則法第一百四十二条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による押印により難い特別な事情がある場合において、当該申告書の提出期限までに、政令で定めるところにより国税庁長官にこの項の規定の適用を受ける旨

する市町村たばこ税に係る申告書に併せて、これらの規定に規定する都道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4511 同上

12 平成三十一年四月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で紙巻たばこ三級品を販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する紙巻たばこ三級品の本数が五千本以上であるときは、当該紙巻たばこ三級品については、その者が製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき千二百七十円のたばこ税を課する。

13 第二項から第七項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第十二項」と、「平成二十八年五月二日」とあるのは「平成三十一年四月三十日」と、「前項」とあるのは「第十三項において準用する前項」と、「附則第十二条第四項」とあるのは「附則第十二条第十四項において準用する同条第四項」と、「平成二十八年九月三十日」とあるのは「平成三十二年三月三十一日」と、「附則第二十条第十四項において準用する同条第四項」と、「平成二十八年九月三十日」とあるのは「第十三項において準用する第二項」と、「第六項中「第一項」とあるのは「第十二項」と、「第七項中「第二項」とあるのは「第十三項において準用する第二項」と、「第二項の」とあるのは「第十三項において準用する第二項の」と、「第六項中「第一項」とあるのは「第十二項」と、「第七項中「第二項」とあるのは「第十三項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

14 第十項又は第十二項に規定する者（二以上の場所で紙巻たばこ三級品を所持する法人に限る。）が第二項（第十一項又は前項において準用する場合に限る。）の規定により提出する申告書について、国税通則法第一百四十二条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による押印により難い特別な事情がある場合において、当該申告書の提出期限までに、政令で定めるところにより国税庁長官にこの項の規定の適用を受ける旨

の届出をしたときは、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による押印に代えて、同号に定める者が保有する印の印影の写しを印字する方法その他国税庁長官が適当と認める方法によることができる。

15 第二項（第九項、第十一項又は第十三項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことによりたばこ税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

16 省略

17 同上

18 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する第十五項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前三項の罰金刑を科する。

19 前項の規定により第十五項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の規定の罪についての時効の期間による。

20 省略

（紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税の税率の特例）

第一百三条 次の各号に掲げる期間内に、製造たばこの製造場から移出される紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税の税率は、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（次条第四項及び附則第一百五条第四項において「特別措置法」という。）第八条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一・二 省略

三 平成三十年四月一日から平成三十一年九月三十日まで 千本につき六百二十四円

（たばこ特別税に係る手持品課税）

第一百五条 省略

2・3 省略

4 平成三十年所得税法等改正法附則第一百三十条の規定による改正前の特別措置法（以下この項において「旧特別措置法」という。）第十二条第

14 第二項（第九項、第十一項又は前項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことによりたばこ税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

15 同上

16 同上

17 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する第十四項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前三項の罰金刑を科する。

18 前項の規定により第十四項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の規定の罪についての時効の期間による。

19 同上

（紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税の税率の特例）

第一百三条 同上

一・二 同上

三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき六百二十四円

（たばこ特別税に係る手持品課税）

第一百五条 同上

2・3 同上

4 特別措置法第十二条第二項及び第三項、第十二条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第十四条第一項及び第四項、第十五条、第十六条第

二項及び第三項、第十二条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第十四条第一項及び第四項、第十五条、第十六条第一項から第三項まで、第十七条第一項及び第三項並びに第十八条の規定は、第一項の規定により課するたばこ特別税について準用する。この場合において、旧特別措置法第十一條第二項中「前項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第百五条第三項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「所得税法等改正法附則第百五条第三項」と、旧特別措置法第十二条第二項中「たばこ特別税及びたばこ税の納付があつたとき」とあるのは「所得税法及びたばこ税（以下「手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」という。）の納付があつたとき」と、「定めるたばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「定める手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、旧特別措置法第十四条第一項中「たばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、同条第四項中「第一項（第二項及び前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「所得税法等改正法附則第百五条第四項において準用する第一項」と、旧特別措置法第十五条第一項中「前条第一項（同条第二項中二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「所得税法等改正法附則第百五条第四項において準用する前条第一項」と、たばこ特別税及びたばこ税とあるのは「手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、同条第二項中「前項」とあるのは「所得税法等改正法附則第百五条第二項に規定するたばこ特別税」と、「たばこ税」とあるのは「手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「所得税法等改正法附則第百五条第四項において準用する前項」と、「前項」とあるのは「同条第四項において準用する前項」と、旧特別措置法第十七条第一項中「第十二条第一項及びたばこ税法第十六条の規定によるたばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、「又は手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「又は手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」とある。

一項から第三項まで、第十七条第一項及び第三項並びに第十八条の規定合において、特別措置法第十一項第二項中「前項」とあるのは「所得稅法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下「所得稅法等改正法」という。）附則第一百五条第三項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「所得稅法等改正法附則第一百五条第三項」と、特別措置法第十二条第二項中「たばこ特別税及びたばこ税（以下「手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」という。）の納付があつたとき」と、「定めるたばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「定める手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、特別措置法第十四条第一項中「たばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、同条第四項中「第一項（第二項及び前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「所得稅法等改正法附則第一百五条第四項において準用する第一項」と、特別措置法第十五条第一項中「前条第一項」と、「たばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、同条第二項中「前項」とあるのは「所得稅法等改正法附則第一百五条第二項に規定するたばこ特別税」と、「たばこ税」とあるのは「同項に規定するたばこ税」と、同条第二項中「たばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「所得稅法等改正法附則第一百五条第四項において準用する第一項」と、「前項」とあるのは「同条第四項において準用する前項」と、特別措置法第十七条第一項中「第十三条第一項及びたばこ税法第十六条の規定によるたばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「所得稅法等改正法第十六条第七項の規定」と、同条第三項及び特別措置法第十七条第一項中「前項」とあるのは「又は手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、「これらの規定」とあるのは「同法の規定及びたばこ税法第十六条第七項の規定」と、同条第三項及び特別